

変更の届出事項と提出書類等

●…必須提出書類等

△…記載事項に変更がない場合は省略可

届出が必要となる場合		書類の名称等	様式番号	提出期限
基本情報の変更				
(1)	商号、名称の変更	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書(法人のみ)	第22号の2	30日以内
(2)	資本金の変更	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書	第22号の2	
営業所に関する変更				
(1)	既存の営業所の名称、所在地	●変更届出書(第1面、第2面) △登記事項証明書	第22号の2	30日以内
(2)	営業所の新設	●変更届出書(第1面、第2面) ●誓約書 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 ●営業所技術者等証明書(新規・変更) ●営業所技術者等の資格に関する書面(合格証明書【写】等) ※窓口で原本確認 ●登記されていないことの証明書(建設業法施行令第3条に規定する使用人(以下、令3条の使用人)のみ)又は医師の診断書 ●身分証明書(令3条の使用人のみ) △登記事項証明書 〔確認資料〕 ●(i) 営業所技術者等の常勤性に関する確認資料 ●(ii) 営業所技術者等の実務経験証明書に関する確認資料〔必要な場合〕	第22号の2 第6号 第13号 第8号	
(3)	営業所の名称を変更	●変更届出書(第1面、第2面(従たる営業所がない場合は不要)) △登記事項証明書	第22号の2	
(4)	営業所の業種の変更	●変更届出書(第1面、第2面) ※営業所技術者等の追加・変更・削除も必要です。	第22号の2	
(5)	営業所の廃止	●変更届出書(第1面、第2面) △登記事項証明書 ※営業所技術者等及び令3条使用人の削除も必要です。	第22号の2	
役員に関する変更				
(1)	新たな者が役員等に就任	●変更届出書(第1面のみ) ●役員等の一覧表 ●誓約書 ●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ●登記されていないことの証明書又は医師の診断書(株主等を除く。) ●身分証明書(株主等を除く。) ●登記事項証明書(株主等を除く。)	第22号の2 第1号別紙1 第6号 第12号	30日以内
(2)	役員等の変更(役員等の辞任・退任)	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書	第22号の2	
(3)	代表者の変更(役員等に関する変更(1)を除く)	●変更届出書(第1面のみ) △登記事項証明書	第22号の2	
常勤役員等に関する変更				
(1)	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)を変更	●変更届出書(第1面のみ) ●常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 ●常勤役員等の略歴書 〔確認資料〕 ●(i) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の常勤性に関する確認資料 ●(ii) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の要件に関する確認資料	第22号の2 第7号 第7号別紙	2週間以内
(2)	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の氏名変更	●変更届出書(第1面のみ) ●常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 ●常勤役員等の略歴書 ●戸籍抄本又は住民票抄本	第22号の2 第7号 第7号別紙	
(3)	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の削除	●届出書	第22号の3	

●…必須提出書類等

△…記載事項に変更がない場合は省略可

届出が必要となる場合	書類の名称等	様式番号	提出期限
事業年度の終了	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書表紙 ●事業年度の終了時の変更届出書(山口県内業者用) ●工事経歴書 ●直前3年の各営業年度における工事施工金額 ●貸借対照表 ●損益計算書・完成工事高原価報告書(法人のみ) ●株主資本等変動計算書(法人のみ) ●注記表(法人のみ) ●附属明細表(法人で必要な場合) ※1 ●事業報告書(法人で必要な場合) ※2 ●納税証明書(山口県) △使用人数 △健康保険等の加入状況(従業員数に変更がある場合のみ必要) △建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 △定款 	山口県様式 山口県様式 第2号 第3号 第15号、第18 号、第19 号 第17号 第17号の2 第17号の3 第4号 第7号の3 第11号	事業年度終了後4か月以内
欠格要件に該当したとき	●届出書	第22号の3	2週間以内

※1 特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円超であるもの又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である場合必要。

※2 株式会社の場合必要。

- ・期限内に提出されない場合、行政処分等の対象となる場合があります。ご注意ください。
- ・変更届の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。